

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

[平成 29 年度 規程 第 2 号]

改定 平成 29 年度 規程 第 4 号

改定 令和 2 年度 規程 第 1 号

改定 令和 4 年度 規程 第 7 号

改定 令和 7 年度 規程 第 1 号

改定 令和 7 年度 規程 第 5 号

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人瑞穂福社会（以下「この法人」という。）定款 9 条及び第 2 3 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に挙げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 5 条から第 9 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第 4 5 条の 3 4 第 1 項第 3 号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）及び手数料等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、役員に職務執行の対価として定款第 2 3 条に基づき各年度の総額が 5 0 0 万円を超えない範囲内で報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第 9 条で定める各年度の総額が 1 0 0 万円を超えない金額の範囲内で報酬等を支給する。

3 常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。
ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 非常勤理事長に対する報酬は、評議員会において、別記 1 「非常勤理事長の報酬」に定める額とする。

2 非常勤理事に対する報酬は、評議員会において、別記 2 「非常勤理事の報酬」に定める額とする。

3 非常勤監事の報酬額は、評議員会において、「非常勤理事の報酬」を勘案して、

別記3「非常勤監事の報酬」に定める額とする。

4 評議員に対する報酬は、評議員会において、別記4「評議員の報酬」に定める額とする。

5 第2項、第3項、第4項の支給の根拠としたものは、別表1とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務執行に伴い負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、町内における理事会、評議員会への出席等の職務執行に伴い発生する交通費を旅費規程の別表3-1・2(瑞穂町議会議員及び非常勤職員に支給する町内旅費規則)に準じて支給する。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、旅費規程の別表1の出張旅費基準に基づき支給する。

(報酬等の支給日)

第6条 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 8 日（評議員会の議決日）から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日（令和 2 年 5 月 20 日）から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別記1	非常勤理事長の報酬		月額	87,500円
別記2	非常勤理事の報酬	理事会・評議員会出席の都度	一人一律	10,000円
		その他の会議出席の都度	一人一律	5,000円
		各施設の行事等による出席の都度	一人一律	2,500円
別記3	非常勤監事の報酬	内部監査等	一人一律	20,000円
		理事会・評議員会出席の都度	一人一律	10,000円
		その他の会議出席の都度	一人一律	5,000円
		各施設の行事等による出席の都度	一人一律	2,500円
別記4	評議員の報酬	評議員会出席の都度	一人一律	10,000円
		その他の会議出席の都度	一人一律	5,000円
		各施設の行事等による出席の都度	一人一律	2,500円

別表1

支給額の根拠としたもの

法人正規職員の本俸（令和7年度）から基準になる金額を算出

施設名	算定の基礎とした役職	人数	見込まれる本俸の月額
さつきの園	園長	1	398,200円
日額平均（20.2日）			19,713円
時給平均（8時間）			2,465円
会議・行事等	○時間給2,500円として、各会議等の報酬を算出した。		